

Title	中世企業史に関する研究
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.1 (1914. 1) ,p.17- 36
JaLC DOI	10.14991/001.19140100-0017
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140100-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140100-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

16  
を達する能はざるは明白の數なるのみならず、新に發行する公債は現に償還する公債よりも條件の不利益なるを以てしては、減債基金制度あるが爲めに却て國庫の負擔を加重するに至らざるを得ず。減債基金制度を維持して、尙財政上に於ける此矛盾を免かれんとするには、非募債主義を厲行し、又之を厲行するに堪ゆるまで、財政を緊縮するを以て、必要の處置なりとす可く、非募債主義の厲行事實に於て、困難なりとすれば、減債基金制度を撤廢し、自由償還法を以て、之に代へ、減債基金に投せられたる租稅收入を以て、公債財源の事業費に當らしめざる可からず。是れ百年前にハミルトン等の英國財政家に教示したる所にして、吾輩は此歴史上の事實を尊重するが故に、往年我國に於ける減債基金制度の制定に際して、異議を挾むを禁ずる能はざりしなり。今又同一の信念に據り、同一の事實に基き、減債基金制度改正の必要を唱道せんとす。減債基金制度を實行して、既に多年の經驗を重ねたる今日、尙ほ我國に一のウキンペーなく、一のハミルトンなきは、吾輩の怪訝の念に堪へざる所なり。

## 中世企業史に關する研究

阿部 秀 助

### 目次

- 一、 中世の企業は手工業的なるか
- 二、 中世に於ける英國の經濟的特徴
- 三、 資本の國際化
- 四、 中世に於ける企業的人格

17  
吾人は曩きに、ゾムバルト教授の地代説が、必ずしも近世資本主義發生の萌芽的要素たらざること立證せり、茲には主として同教授が中世の商人を以て單に手工業的生活を營みしものに外ならずと云へるに對して、之れが反證を擧げんと欲す、同教授は「商業」(Handel)を以て一種の職業的經濟行爲の意義に解し、而して此の如き意義を有する經濟行爲は近世的產物にして、其以前には先づ最初は無交換の時

18 期存し同教授は「シユラーデル」「クリシル」<sup>1)</sup>「サルトリュス」「フオン」「ワルテルス」「ハウセン」<sup>2)</sup>「パンタレオニ」等の研究によりて、此時期の存在は *Keine Meinungsverschiedenheit* と稱せらるも、余は之れに賛すること能はず、詳しくは、拙稿「原始民族に於ける交換の意義」三田學會雜誌第六卷第四號参照、次ぎに交換の時期に移りても、先づ出現せるものは、商業行爲の伴はざる交換即ち生産者相互の交換、或は酋長の如き代表者によりて營まるゝものにして、此交換現象が中世を通じて重要な意義を有せしことは、同時期の古文書に屢々現はされし *Mercator* が *Markbesucher* 或は市民の意義に使用せられしにて知るを得可しとなせり、此點に就きては、同教授は「ゴールトシユミット」<sup>3)</sup>「リツェル」<sup>4)</sup>「ペロー」<sup>5)</sup>「ピレンヌ」等を参照せり、而して同教授は更に進んで此直接交換と職業的商業との間には少くとも二個の發展的階段即ち奪掠的商業と副業的商業 *Gelegenheitshandel* の存在を主張せり、即ち前者は奪掠の雙生兒にして、此行爲の營まれし方面は海上に多く、苟くも商業的國民にして此時期を經過せざるものはなしと云へり、次ぎに第二の階段たる副業的商業は羅馬時代の大地主に於て見ることが如く必ずしも商業を以て自己の常務とせざるものにして、只機會の許す範圍に

19 於て之れを營むものなりとす、而して「ゾムバルト」は中世に於ける大規模の商業は此副業的商業にして決して職業的に商業を營みしものにあらざることを主張せり、要するに「ゾムバルト」教授は中世に於ける貨物取引高及交通機關の積載量等よりして、又た當時に於ける商人の思想、社會的地位、其行爲等よりして、彼等は尙ほ資本主義の時期に達せざる手工業者流の地位を脱せざるものとなし、尙ほ進んで、吾人にして中世の商人に對する正當なる觀念を得る爲めには、先づ近世的商業及之れが遂行者に對する總ての智識を擲つを必要とすと論定せり、(一)想ふに、本問題は今日尙ほ議論の存する處なるが、史家「ペロー」の如きは中世獨逸に於ける大商人階級の存在を否定する三個の理由として、(イ)集積的資本の比較的僅少なりしこと、(ロ)交通の不便なりしこと、(ハ)各都市の閉鎖的經濟政策等を挙げしに不拘、ハンザ對フランス、(ニ)英國、スカンデナヴィア、露國、南部獨逸商人對、ベネス、及獨逸内地の商人間に於て屢々大仕掛の取引の營まれしこととは決して疑ふ可きことにあらざるを論せり、(三)吾人は信ず、中世に於ける英國の經濟狀態は、將さに當時に於ける資本主義的運動に對して側面的光明を與ふるものなるを。

(1) W. Sombart, Der moderne Kapitalismus B. I. S. 162-191

(11) G. V. Below. Grosshändler und Kleinhändler im deutschen Mittelalter (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik. 3 Folge P. 20 S. 51)

二

西暦十四世紀前後に於る英國の經濟的地位は純然たる農業國にして、當時に於ける奢侈品は勿論、工業品に至る迄、多く海外より輸入せしものなりしが、之れに對して殆んど英國の特産物たる觀を呈せしものは羊毛なりとす(中世に於て英國産に匹敵するものは只だ西班牙産なりしも、當時の商業上に於ては到底英國産の敵にあらず只だ十四世紀以前の「フロレンス」に於ける上等の織物には西班牙及葡萄牙の羊毛を使用せり)(二)かく英國産の羊毛が其品質佳良なりし點に就きては論者は英國の地理學者として有名なる「マッキンダー」の言によりて氣候の賜に歸せんと欲す、同氏の論ずる處によれば、牧草は英國内に於ける最も特種なる收穫物にして、又た最も同國の氣候に適せるものなり、即ち空氣の濕氣に富めることは、常に牧草をして青々たらしめ、且つ降雨の頻繁なることは、之れが生長を助く、又た霜及早

魘も共に永久的に之れを害することなく、殊に兩者の少き西部及北部の低地地方にありては最も多く繁茂せり、加ふるに麥類に比すれば牧草は直接に日光を要すること少く、斯くして沿岸の地方には到る處に發生せり、今日にありても英國が牧場又は牧草地の面積に於て自餘の歐洲諸國より廣大なる面積を有するは氣候が濕氣に富み、其結果として牧畜業に適するを以てなりとす(三)而して此天與の恵によりて生産せらるゝ英國の羊毛は中世にありては多く貴族又は僧院の所屬にして其が一年間の産額は地租の半ばに達せしと云ふ(三)今ま千二百七十三年に於ける同國産羊毛の輸出額を見るに約二千萬麻に達す、而して之れが分配状態は次表の如し。

國名	輸出額 包數(但一包百六十 六キログラム)割合	海外輸出 額の割合	分配に参加せ る商人の數	一人に就き平 均配分包數	一人の最大 配分包數
英 國	一一四、一五	三四、九	二八四、	四〇、二	三六〇、
獨 逸	一四四〇、	四、四	六、七	四九	二九、四
ルチツヒ	八二〇、	二、五	三、八	二三	二五、五
ブラバント	三六七八、	一一、二	一七、三	一〇四	三五、五
北部佛蘭西	五二八〇、	一六、一	二四、八	一四七	三五、二
北部佛蘭西					三六〇、

中世企業史に関する研究

南部佛蘭西	一八七〇、	五、七	八、八	二四、	七八、	六一〇、
西班牙	二四〇、	〇、八	一、一	六、	四〇、	一〇〇、
伊太利	八〇〇〇、	二四、四	三七、七	四四、	一八二、	二一四〇、
合計	三二七四三、	—	—	六八一	四八	—

更に以上の表を地方別にして、考察する時は英國にては、倫敦、ウヰンチエスター、ダ  
 スタップル、シユレウスバリ、サウザンプトン、サンドウヰツチ、ブリストル、ニユーカス  
 ル、リン、ポントテフラクト、ルッドロー、カンタバリ等にして、獨逸は、リュベツク、グロ  
 ニンゲン、ドルトムント、キルン等にして、アーヘン、ミュンスター、ザルツウエデル、  
 ユートレヒト等は極めて少数なり、次に、ルチツヒにては、ウイ、ウビド、サン、マル  
 チノ、デナン、サン、ツロン等にして、又た、フランダの諸市に對して、毛織物製造上競  
 争の地位にありし、ブラバント公國にては、ニビーユ、アンベルス、ブルツセル、ロウエ  
 ン、メシエラン等にして、次に佛蘭西の北東部にては、ソム、及、ジエルト、流域地方の、カ  
 レ、アベビユー等、ピカルデー地方にては、アミエンス、アルトア地方にては、アラー、サ  
 ン、オマー、カムブレ、ノルマンデー地方にては、ユー、チエプ、カイエン、ローウエン、及  
 巴里等にして、又た當時英國の勢力範圍たりし南西部にては、ダックス、グルドン、

「ボルドー」サン、アカイル、コンドム、バヨンニ、次に西班牙にては、ブレス、ブルゴス、  
 及、ナヴラの商人なるも、其數は極めて少し、次に以太利にては、ピアチェンツァ、ルカ、  
 及、フロレンスの富豪にして、是等の富豪は自己の買求めしものを多く、フランダの  
 地方に輸出せり、何となれば本國の諸市に輸送することは、當時にありては陸上よ  
 りの運送は非常なる費用を要すると共に、此時代には以太利、英國間には未だ海上  
 交通の途開けざりしを以てなり、その之れあるに至りしは十四世紀以後にして、此  
 時期より英國産の羊毛は以太利の市場に現はるゝに至れり、殊に英國羊毛の取引  
 に於て、東洋方面の拉丁殖民地たる、アコンの商人の参加せしことは、如何に此企業  
 の多方面に亙りしことを知るを得可し、又た此羊毛取引に要する資金は、各國の商  
 人によりて同じからざるも、獨逸商人の要せし金額は二十九半包を買求むるに約  
 一萬七千六百麻を要し、之れに諸雜費を加算する時は二萬四千麻に達す、又た英國  
 の商人は平均四十包に對して約三萬麻を要せり、例者、千二百七十三年の同國商人  
 の取引額に就きて見るに、トーマス、デ、ベシングスは二百八十四包に對して十七萬  
 麻、シユレウスバリーのニコラウス、デルドローは三百十六包に對して十九萬麻、

24 「ダンスタブル」の「ウキリヤム、デ、ペスサナー」及「ジョン、リユラント」は各次三百六十包に對して二十一萬六千麻を要せり、殊に以太利の商人が之れが取引に向て巨額の資金を流用せしことは次表によりて知るを得可し、(四斯くて、羊毛は海外資本を英國王權の下に吸集する原動力となるに至れり。

商店名	千二百七十二年英國より輸出せし額	買直段
「チヘルチ」(フロレンス)	包 400'	マルクスデヤクング 20000'
「マチ」(同)	500'	3000'
「フアルコニエリ」(同)	500'	5000'
「デスタ」(ルカ)	700'	5000'
「ネルギ」(フロロンス)	同	同
「フラスコネルギ」(同)	800'	8000'
「リチアルギ」(ルカ)	1000'	10000'
「スコツナ」(コマチモンツア)	1100'	11000'
(1) R. J. White-well, English monasteries and the wool trade in 13 Century (Vierteljahresschrift für Social. und Wirtschafts-geschichte B. II. S. 16)		
(11) E. J. Mackinder, Britain and British Sea, p. 170 u.		
A. Hefner, Gründung der Landerkunde, S. 113.		

- (11) H. Pirenne, Geschichte Belgiens Bl. S. 438 Anm. I.
- (12) A. Schanze, Die Wollausfuhr Englands vom Jahre 1273. (Vierteljahresschrift für Social und Wirtschaftsgeschichte B. VI. S. 178.)

三

25 中世に於ける企業組織に於て最も重要なる意義を有するものは實に當時に於ける宗教なりとす、而して教權の世俗化につれて宗教對經濟の關係は多々益々密接を加ふるに至れり、即ち偉大なる法王と稱せられし「インノーシエンス」三世(一九八一—一二一六)以後、教權の絶對的自由、絶對的獨立を確保する爲めには、鞏固なる財政的基礎の上に自己の權力を安置するの必要を感じ、一方には十分一税、十字軍税等の諸税を信徒に課すると共に、又た一方には諸國の寺院に向て義務税を負担せしめしものにして、其税額は獨逸地方にありては年収入の約三分の一に相當し、頗る過酷なりしことは、千三百十一年及千三百十四年、「キョルン」の寺院に對する課税に於て吾人の知る處なりとす、而して英國にありて、寺領讓與税に對する最も古き史料は、千百七十八年「カンターベリー」の一精舎に關するものなりとす、(一斯く

26  
て法王廳が如何に巨額の収入を得しことは千二百五十年來、キョルンの寺領より十萬麻、トリエルより七萬麻、マインツより五十萬麻を收得せしによりて、其一般を察するを得可し、而して斯くの如き巨額の金額を羅馬に齎らす爲めには、當時の交通機關は極めて不備にして、加ふるに仕拂組織も不完全なりしを以て、茲に此缺陷を補充する機關の必要を生じ其結果として以太利の諸市即ち羅馬、シエナ、ルカ、ピエツェンツァ、フロレンス、ボローニア等の商人間に所謂錢莊なるもの發達を見るに至れり、殊に兩替商として、抵當貸に於て最も活動せしものは、フロレンス市なりとす、勿論、是等の商人は各地方の仕拂者たる寺院に對して信用を有するものにあらずるを以て、法王廳は地方に對する租稅問題を容易に解決する爲め、先づ是等の商人に向て短期公債を募集するを常とす、而して其利子は二ヶ月に十パーセント一ヶ年に六十パーセントを一般の規定とせり、但此場合には利子即ち *usurae* の名稱を以てせずして、*Dammum emergens* と稱せり、斯くの如きは中世の寺院法に精通せる、エンデマインが云へるが如く、中世にありては貨幣自身は不生産的のものにして、利益を齎らすに不適當のものなり、若し何人と雖も、此貨幣よりして或利益を

得んとせば、こは只だに神の命ずる處、法律の示す處に違背するのみならず、又た實に天理に悖る行爲たり、(二)との理由に基きしものなりとす、次ぎに公債の應募者たる商人は法王よりの證明書によりて各地方の徵稅に従事せるものにして、若し、其命に背くものは直ちに破門の罰に處せられしものなりとす、爾來、法王は此方法によりて戰爭等の資金を得、以て自己の勢力を維持せり、斯くの如くして當時の羅馬は單一なる宗教團體の意義を脱して、一種の經濟的大組織又は世界的國家と化するに至れり。

此世界的國家と英國との關係は彼の巡禮者が羅馬の大本山に參拜するが如き單純なるものにあらずして、政治上及財政上に於て重大なる關係を有せり、即ち政治上に於ては、英の國王、ヘンリー三世が、ネーブルスに對する法王の權利を主張する爲め、コンラット四世に反抗して法王と同盟を締結せしが如き、千二百五十四年五月二十二日、法王より英王に寄せたる文書、又た財政上より、見る時は英國が法王に支拂ふ、ペーター税は其收入額に於て歐洲第一にして、殊に千二百十三年以後の英國は法王廳にとりては、最も有望なる金庫たりしなり、(三)而して以上兩者の間

に立ちて相互の便利を計りしものは實に以太利の商人なりとす故に英國對以太利商人の初期の關係は寧ろ商業的と云はんよりも宗教的性質を有せしものなりとす殊に千二百三十年以後彼等は法王の代理者即ち *Campores* 或は *Mercatores domini Papae* として専ら徵稅のことを司れり但英の主權者との關係密接なるにつれて自から兩者の間に貸借關係を生ずるは自然の理にして此事實は既に千百九十年以後に於て吾人の屢々認むる處なりとす(四)次ぎに千二百七十年以後に於て法王廳に對する支拂は多く現金を以てせずして英國の特有產物たる羊毛を以てせり之れ主要なる納稅者が寺院にして是等の寺院の過半數は當時商賣用羊毛を生産せしを以て以太利商人は此羊毛を以て直接現金に代ひ更に他に轉賣して其間多少の利益を獲得せんとせしものなりとす殊に「フランダール」人が英國に於ける羊毛取引より其手を引くや以太利人は殆んど一手に之れが商業を營み甚しきは寺院に於ける羊毛の生産額を數ヶ年に亙りて買占め其間奇利を齎らさんとせしものあり斯くて彼等の代理店は英國到る處の都市に存せざることなく専ら羊毛の輸出業に従事し側ら貴族及市民の金主となり其利子は一箇年四十五パーセン

トと規定せり而して英國に於ける初度の金貨は「ロンバルデー」の「ピヤセンツァ」より來りしを以て英國人は其初め伊太利商人を「ロンバルデン」と稱せり但當時英國に在留せし伊太利人の大多數は「トスカナ」「シエナ」「ルカ」及「フロレンス」の地方より來りしものなりとす次ぎに「エドワード」一世(一二七二—一三〇七年)即位するや専ら自由政策に依て外人の入國を歓迎せし結果海外資金の英國内に放下せられしもの多く自から國內商業の發達となり茲に經濟的統一國家的統一の基礎を構成するに至れり(五)只だ王は年々諸稅の收入と國會の協賛を経し支出金とにては充分自己の活動をなすこと能はざりしを以て初めは國內に住する猶太人によりて自己の債務を満足せしめしが千二百九十年一萬七千人の猶太人を國外に放逐せし結果は自から伊太利商人の資金に信賴することとなり即ち「フロレンス」の「プレスコバルデー」より借受けし九百萬麻が千二百九十五年より千三百九年の十四年間に於て關稅其他の收入によりて償却せられしが如き尙ほ王逝去の際(一三〇七)「プレスコバルデー」に對して五萬六千五百磅「バルデー」に對して四千六百磅「ベラルデー」に對して千八百磅が未償却の状態にありしを見ては是等の商人が御用金係即ち

Mercatores Nostri」として如何に活動せしかを知るを得可し(六)然かも伊太利の商人が英國内に於て關稅、鑛山採掘權の如き利權を獲得せしことは、英人の間に一種の反感即ち利權回收熱を生ずるに至りしも、當時英國は外人を悉く金融市場より驅逐し得る程、其資力は豊富ならざりき、斯くて王と國家とは尙ほ外資の必要を感ぜり(七)要するに此時代に於ける伊太利の資力は單に王に向て最も便益なる財務上の補助者たりしのみならずして、之れありしが爲めに英國の生産力は非常に發達せり、故に伊太利の資力は當時に於ける英國の國民經濟的進歩にとりては、缺く可からざる要素をなせしものなりとす。

中世に於ける英國對獨逸の關係は、同時代に於ける英國對伊太利のそれと異なりて、其初期に於ては純然たる商業的意義を有せしものなりとす、即ち十一世紀に於て獨逸商人は、ネーザラント、北部佛蘭西より更に海を渡りて倫敦に入り、一方には羊毛の取引に従事すると共に、又た一方には、フランダ「産の織物を英國内に輸入せり、而して前者の取引が最も盛大なるに至りしは千二百七十三年以後にして、當時此取引に従事せし獨逸商人の多くは、キョルン」及「ドルトムント」の住民にし

て、其有名なるものには、ズーデルマイン、ノイホーフ、グレッピング、フォン、レヴレ、フオン、エルグステ、フオン、ブロケ等あり(八)而して彼等が羊毛取引以外に金貸の事業に従事するに至りしは千二百七十五年以後にして、其初期にありては、専ら貴族及市民を顧客とせしが、千二百九十九年三萬麻を半箇年期限にて、エドワード一世に貸與するに及んで、茲に英の主權者との間に金錢上の關係を生ずるに至れり、次で千三百十七年には再び約三萬麻を、エドワード二世に貸與せり、而して此公債の目的とする處は千三百十三年來法王、クレマンヌ五世より借受けしものを償却するにありて、此巨額の公債は、ウエストリアより、キョルンに移住せし「フォン、レヴン」一手によりて引受けらるゝに至れり、千三百二十七年、活動的なる、エドワード三世位に即くや(九)彼れが財政上の融通者は先王の場合と同じく「プロレンヌ」の「バルデー」及「ペルッチ」と「一」英の富豪即ち「ウチリヤム、ド、ラ、ポール」及「ポールド、モントフロム」にして、彼等は「ポール」に於ける羊毛關稅を抵當として、前後九十六萬麻を王に貸與せり、其後王は千三百三十七年「ヘルチ」より三萬五千磅、四週間後に二千磅、四箇月後に四千五百磅を相續ぎて借出せり、尙ほ當時伊太利人が年々王に貸與せし

ものは一萬磅に達し、又た英の「ウキリヤム、ド、ラ、ポール」の貸與せしものは千三百三十五年迄合して四千磅となれり、十斯くの如く債務の過多なりし結果として、千三百三十二年後は之れが償却迅速ならざりしを以て、一時全國の關稅は「バルデ」及「ウキリヤム、ド、ラ、ポール」の手に歸し、コルンウォルスの錫鑛採掘權も伊太利人によりて獲得せられしことあり、當時王は百年戰爭準備中にして、殊に彼の反對者たる佛が「アヴ、グノ」の法王「クレメンス」六世より七十萬「グルデン」の補助を得しことは英王をして一層力を財政上に注がしむるに至れり、(十一)但此戰爭は英國内にては極めて人氣に投じ、爲めに議會と一、二富豪の盡力によりて、千三百三十七年、十五萬磅の内國公債募集せられ、加ふるに千三百三十六年より千三百四十年迄は十分の一税及十五分の一税に關する特別税及九分の一税等の新税と關稅の増率とによりて國庫の収入は非常に増加し、(十二)尙ほ千三百三十八年議會は王に對して羊毛二萬包を供給せり、然かも以上の資力にては尙ほ不充分なりしを以て、王は千三百三十七年及三十八年には「ライン」地及「ネーザラント」の諸侯より千六百萬麻の短期公債を募り、三十八年には王自から「キョルン」に幸して、市民の歡迎を受け、羊毛四

百包に對して八萬麻を借出せり、勿論、此借款以前に於ても、王は千三百三十一年前に獨逸商人より一萬四千麻、千三百三十一年獨逸商人「コンラット」「ヘルマイン」「ヨハン」「グレップンク」「ヨハン」「フォン」「ワルデ」「ヨハン」「フォン」「ハム」「ヨハン」「ウント」「ヘルマイン」「フォン」「メンデン」「ウエルネル」「フォン」「ベルグ」より百七十磅を關稅を抵當として借出せり、(十三)勿論、當時の「キョルン」は既に資力豊富の都市にして、市民の内には廣大なる地面を所有せしもの多く、又た公債募集の如きも單に經濟狀態の發達せる都市相互の間に見しのみならず、各地方の諸侯に對しても營まれしことは、千三百四十二年より四十五年に至れる「デトトリヒ」伯及「ヨハン」「フォン」「グレー」對「キョルン」の貸借關係に於て、之れを知るを得可し、(十四)而して王は尙ほ自己の資力が不充分的なる點よりして千三百四十年、十三名の獨逸商人、之れが代表者は「デマールン」「フォン」「リムベルグ」及「ヨハン」「フォン」「デム」「ワルデ」の兩名より百十七萬六千麻を借受け、此時より獨逸商人は伊太利人に代りて王の「Mercatores Nostri」となり、總て關稅のことに參與せしが、千三百四十四年、十二名の英商人は三箇年附にて各年毎に三百萬麻を王に貸與し、以て獨逸商人をして關稅に對する關係を斷たしむるに至れり、要するに

34 獨逸商人は約二十年間に亘りて英國金融史上最も重要な地位を占めしものにして千三百年以後、彼等は再び商品取引の舊地位に復するに至れり。

- (一) F. Schneider, Quellen & Forschungen, IX S. 13.
- (二) Fndemann, Studien in der romanisch-Kanonistische Wirtschafts- und Rechtslehre. II. I. I.
- (三) Jensen, Der englische Peterspfennig und die Lehnsteuer aus England und Irland an den Papststuhl im Mittelalter. S. 59.
- (四) Whitwell, Italian Bankers, p. 187.
- (五) Gunnigraze, the Growth of English Industry and Commerce I. p. 261.
- (六) Bond, Extract from the liberte Rolls, relative to the Loans supplied by Italian Merchants to the King of England in the 13 and 14 Century. p. 249.
- (七) Schanz, Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters I. S. 395.
- (八) Ribbel, Dortmunder Urkundenbuch I. S. 405.
- (九) Pauli, Geschichte Englands IV. S. 293.
- (十) Calender of the Patent Rolls preserved in the Public Record Office 1334-1338. p. 495.
- (十一) Haller, Papsttum und Kirchenreform. I. S. 134.
- (十二) Stubbs, Constitutional History of England II, P, 376n. 526
- (十三) Hansische Urkundenbuch II. 506.
- (十四) Kostanecki, Der öffentliche Kredit in Mittelalter. S. 6. n. V. Below, Die städtische Verwaltung in Mittelalter als Vorbild der späteren territorialverwaltung (Historische Zeitschrift B. 75. S. 435) u. Siefels, Städtische Finanzen in Mittelalter (Jahrbücher für Nationalökonomie B. 72. S. 34)

四

35 中世に於ける企業家の心理状態に就きて敘述せるものは、吾人の不肖なる未だ見るを得ずと雖、然かも此時代に於ける中心人物は尙ほ現時の企業的人格に就きて見るが如く精力主義の人たりしことは其性行に徴して明かなりとす、但、中世の企業的人格は一方に燃ゆるが如き企業熱の存するものあると共に又た一方には其胸中に於て一種の宗教的信念を宿し専ら自己の富によりて寺院又は病院等を造營せしものなりとす、而して之れが典型は英王「エドワード三世」の金主たりし「チデマーン・フォン・リムベルグ」(Tidemannus Leymberg, Tidemann Lemberg, Tilmannus dictus Lembergh, Tidemann van Leymbeck, Tilmannus de Lemberg (de Leembergh), Tlemann von Limserch (Limberg), Tilmannus de Limborch) として、彼は千三百年「ドルトメント」に生れ少壯英國に渡りて一個有爲の企業的人格として現はれ、千三百四十年、齡三十歳にして既に大成功を博し、専ら「エドワード三世」の金主として、諸種の輸出税の收入は勿論それ以外に「コロンウオル」及「デボンシャイヤ」の錫商賣の獨占權「コロンウオル」の錫鑛の採掘權を獲得し、殊に千三百四十八年に於ては「ゴムマーセット」「ウヰット」